

市川市航空写真撮影等業務委託 仕様書

本仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が受託者に委託して行う航空写真撮影、家屋異動判読調査、ソーラーパネル異動判読調査及び土地写真判読調査の業務内容及び方法等について定めるものとする。

1. 件 名 市川市航空写真撮影等業務委託
2. 対象区域 市川市全域（56.39 k m²）を対象とする。
3. 委託期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 12 日まで
4. 納品場所 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市財政部固定資産税課

5. 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、委託者が委託する「市川市航空写真撮影等業務委託」（以下、「本業務」という。）に関する業務内容を規定するものである。

(2) 業務目的

本業務は、市川市における固定資産課税客体である土地・家屋についての的確に把握するため、受託者に委託して、本市全域の航空写真撮影を行い、精密オルソ画像を作成する。また、撮影した成果を用いて、A I により効率よく家屋異動判読調査、ソーラーパネル異動判読調査及び土地写真判読調査を行う。これにより、適正かつ公平な課税を推進するための基礎資料の整備を進めることを目的とする。

(3) 業務の指示及び監督

受託者は、本業務を遂行するに当たって、監督職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

(4) 業務規程

本業務は、本仕様書に基づき行うものとする。ただし、本仕様書に定めのない事項については、委託者とその都度協議し、その対応を定めるものとする。また協議にあたっては委託者の意図及び目的を十分理解したうえで同業務の実績に基づく各種事例や関係法令による高度なコンサルタント能力を提供するよう努めなければならない。

(5) 使用する規程等

受託者は本業務の実施にあたり、契約書、本仕様書及び以下に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

- ① 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ② 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）
- ③ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ④ 市川市公共測量作業規程（平成 20 年 7 月 22 日国国地 288 号承認）
- ⑤ 固定資産評価基準（地方税法第 338 条第 1 項）
- ⑥ 不動産鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）
- ⑦ 市川市財務規則
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑨ その他関係法令等

(6) 公共測量の手続き

受託者は、航空写真撮影業務遂行のために必要な国土地理院等に対する手続きは、委託者と協議の上、受託者の責任において速やかに処理し、委託者に手続きの写しを提出する。また、その費用は受託者の負担とする。

(7) 資料の貸与

本業務に必要な資料は、委託者より受託者に貸与する。受託者は借用書を提出し、資料の破損、汚濁、亡失のないよう取り扱いには十分な注意を払うものとし、取り扱い状況については委託者に報告することとする。また、業務完了後は速やかに委託者に返却しなければならない。

(8) 作業計画

受託者は、契約締結後速やかに委託者と打ち合わせを行い、その打ち合わせ記録、作業計画書、作業工程表、業務責任者（主任技術者）通知書及び業務責任者の経歴書、測量士選任届及び操縦者の資格証の写しを提出し委託者の承認を得なければならない。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。なお、作業計画書は、作業手順及び作業内容を記入したものであることとする。

(9) 進捗管理

工程管理について、受託者は、業務に支障をきたすことのないよう、各工程の進捗状況の管理を行い、各工程の終了時には、確認作業を行い、内容を精査し、委託者に報告するものとする。委託者は、必要に応じて適宜検査を行うことができるが、この場合、業務責任者が立ち会うものとする。

(10) 成果品の品質保証

本業務の成果品は、定められた規定等の諸条件を満たしてなければならない。また本業務完了後、受託者の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者の負担において速やかに補足、訂正及びその他必要な作業を行うものとする。

(11) 秘密の保持

受託者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その他、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。契約終了後も同様とする。

(12) 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(13) 成果品に係る著作権の譲渡等

成果品に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する著作者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。また、同法第 18 条から 20 条までに規定する著作者人格権の制限については、受託者は、予め許諾するものとする。

ただし、成果品の閲覧用地図データビューワについては、委託者はその使用权のみを保有するものとする。

(14) 完了検査

受託者は、成果品について委託者の検査を受けなければならない。

また、委託者は、成果品の検査の結果、仕様書又は協議にて決定・変更した事項（協議簿に記載する）等との相違があると認めた場合は、期日を定めて受託者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受託者の負担とする。

(15) その他

受託者は、業務の履行において以下の点に留意する。

- ① 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- ② 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急措置を講ずるものとする。
- ③ 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、

委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

- ④ 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- ⑤ 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ⑥ 仕様内容の軽微な増減については、契約の変更を行わないものとする。

6. 資格、条件

(1)資格

本業務の着手に当たり、受託者は、委託者の意図及び業務の目的を十分に理解した上で、以下の資格等を有する技術者を選定するものとする。

- ① 本業務の主任技術者は、測量士の資格を有し、航空写真撮影、家屋異動判読業務の主任技術者としての実績を有するものを配置すること。
- ② 本業務の照査技術者は、航空写真撮影、家屋異動判読業務に精通したものを配置すること。
- ③ 本業務の履行上必要となる個人情報に関わるデータ等の扱いについては、情報の漏洩等の事故が起こらないよう、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマーク制度に準じた情報セキュリティ体制を整備していること。
- ④ 受託者は、上記①を証明する資格者証及び常勤社員（1年以上）であることを公的に証明できる資料の写し、②について経歴がわかる書類及び③を証明する登録証の写しを提出するものとする。なお、常勤社員の公的証明資料の写しは確認でき次第、受託者に返却をする。

(2)条件

本業務を履行する受託者は、過去15年間に固定資産用の航空写真撮影業務を履行し、完了した実績を有することを条件とする。

7. 業務概要

(1) 業務概要

本業務における作業項目は、以下の通りとする。

- ① 航空写真撮影
- ② トライアル作業
- ③ 家屋異動判読
- ④ ソーラーパネル異動判読

⑤ 土地写真判読

(2) 業務対象範囲、数量等

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 業務対象範囲 | 市川市全域 |
| ② 面 積 | 約 56.39k m ² |
| ③ 対象家屋数 | 約 107,000 棟 |
| ④ 対象農地数（田、畑） | 約 7,000 筆 |
| ⑤ 対象山林数 | 約 1,200 筆 |
| ⑥ 町 丁 数 | 236 町丁 |

(3) 貸与資料

委託者は本業務実施にあたり以下の資料を受託者に貸与するが、受託者は、亡失・汚損・破損のないよう取扱いには十分注意するものとする。なお、受託者は借用の際、借用書を提出し業務終了後、速やかに返却するものとする。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 全画素 DSM（令和 7 年度） | 1 式 |
| ② 精密オルソ画像（令和 7 年度） | 1 式 |
| ③ 地番図データファイル（Shapefile 形式） | 1 式 |
| ④ 市川市都市計画基本図データファイル（地図情報レベル 2500） | 1 式 |
| ⑤ 家屋異動調書データ | 1 式 |
| ⑥ ソーラーパネル設置箇所調書データ | 1 式 |
| ⑦ 家屋課税台帳データリスト | 1 式 |
| ⑧ 土地課税台帳データリスト | 1 式 |
| ⑨ 土地・家屋課税台帳リスト領域定義 | 1 式 |
| ⑩ データ格納用外部磁気媒体（家屋・ソーラーパネル） | 1 式 |

8. 航空写真撮影

(1) 調整点の設置・観測

調整点とは、撮影したブロックの調整計算する際に地上の基準となる水平位置、標高を観測した点をいい、撮影したブロックの形状等を考慮して設置する。調整点は、航空写真上で明確に判読できる箇所とする。なお、調整点は標準として四隅と中央の 5 点とする。

(2) 地上参照局の設定

航空機の軌跡解析のために使用する地上参照局は、国土地理院の設置する電子基準点（千葉市川）を利用することを原則とする。

(3) 撮影

航空写真撮影は、撮影解像度 20 cm（カラー撮影）を基本とし、撮影基準日及び作業方法等、以下の事項に基づき行うものとする。

事前に 1 月 1 日に撮影が不可能な時のため、委託者への連絡方法を調整すること。

- ① 撮影は撮影解像度 20 c mを標準とし、撮影コースは南北方向を原則とし、カラー撮影とする。
- ② 同一コースの撮影は、直線かつ等高度とし、同一コース内の隣接写真間の重複度（オーバー ラップ）は 80%以上、コース間の重複度（サイドラップ）は 80%以上とする。
- ③ 撮影基準日は令和 9 年 1 月 1 日とする。ただし、1 月 1 日の気象状態不良により撮影に適さないと思われる場合は、委託者の承認を得て撮影日を変更するものとする。
- ④ また、撮影条件としては、気象条件が良好で大気の状態が安定している撮影に適した日に行うものとし、撮影時間は建物の影が最小限である 10 時から 14 時の間に行うものとする。
- ⑤ 撮影実施及び天候待ちのため、撮影要員が撮影基地にとどまる時は、作業報告書に滞留について記入するものとする。
- ⑥ 受託者は、撮影終了後ただちに、撮影写真及びデータの点検を実施し、再撮影の必要があると認めた場合は速やかに再撮影を行うものとする。

(4) 撮影標定図

撮影時に記録した飛行軌跡データを地形図上に記載した、撮影標定図を作成するものとする。標定図は、撮影結果に基づき、地理院地図に次の項目を記入して作成するものとする。

- ① 撮影年月日
- ② 撮影コース
- ③ 図郭割線及び図葉番号

(5) G N S S /IMU 計算

撮影終了後速やかに、電子基準点の観測データと航空機搭載の直接定位装置の G N S S 観測データ及び I M U データを用いて最適軌跡解析を行い、航空写真の外部標定要素を算出する。

(6) 同時調整

G N S S / I M U 計算により求められた写真の位置座標と傾き情報を、タイポイント及び基準点成果と統合して調整計算を行い、より高精度な外部標定要素（位置 x y

z と傾き $\omega \phi \kappa$) を算出する。計算結果は、基準点座標との較差等の検査を行い精度管理表にまとめることとする。

(7) 数値地形モデル作成

ステレオモデルの画像マッチング処理により 20 cm 間隔で標高を自動取得し数値表層モデル (DSM) を作成するものとする。DSM 作成方法は、画像マッチングによる直接取得のみとする。

標高データは、図郭を単位としてグリッドで作成し、標準的な GIS ファイル形式 (ポイント Shape ファイル形式及び CSV 形式) で保存するものとする。また、CSV ファイル形式では、X、Y、Z の値をカンマ区切りで 1 行 1 レコードとして保存するものとする。

(8) 精密オルソ画像処理

調整計算済みデジタル画像と前項で作成した DSM を用いて精密オルソ画像を作成するものとする。オルソ画像には直下視部の正射画像データを最優先して使用するものとし、画像の解像度は地上分解能 20 cm とする。

① 座標系

使用する位置座標系は次の定義に従う。

- ・準拠する測地系：世界測地系
- ・平面直角座標：平面直角座標系第 9 系
- ・垂直位置座標：東京湾平均海面からの高さ (T. P.)

ただし、地番現況図の図郭は、旧日本測地系で作成するものとする

② データファイルの作成

作成された精密オルソ画像を、次の事項に従って電子記録媒体に記録するものとする。

- ・データファイルの分割は地番現況図の図郭単位 (旧日本測地系) に分割を行い格納する。
- ・位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。
- ・画像ファイルは TIFF 形式、位置情報ファイルはワールドファイル仕様で格納する。

使用する位置座標系は (9) ① の定義に従う。

(9) 精度点検

作成された精密オルソ画像上で、国土基本図の図郭 1 面あたり明確に測定できる地表上の点 5 点と堅牢建物等の角等 5 点を選定し、平面位置を測定する。この座標値

とステレオモデルによる図化機の測定値あるいは既知点座標と比較する。この際の較差の制限値はRMSで2.5m以内とする。制限値を超えた場合は、当該モデルの標高データのチェック及び修正を行い、再度正射画像を作成する。更に色調の良否及び画像の局所歪みの有無を目視で点検する。その結果については、精度管理表として作成する。

(10) ビューアシシステム

精密オルソ画像データをパソコン上で閲覧できるようにするために、地理情報システムを用いたビューアシシステムを作成するものとする。

- ・作業用として作成する簡易版オルソ画像と前年度の精密オルソ画像データ等をセットしたビューアシシステムは、撮影後30日以内に提出することとし、最終版のビューアシシステムが完成した際には返却を行う。

- ・精密オルソ画像データをセットした最終版のビューアシシステムは、令和9年3月5日までに提出することとする。

- ① ビューアシシステムは、パソコンにソフトウェアをインストールすることなく利用できること。

- ② レイヤとして行政界、町丁目界、地番図データファイル、図郭割線（図郭番号を含む）をセットすること。

委託者と受託者

(11) 作業報告書作成

各業務の項目ごとに、測量技師等及び作業員が実施する作業について、作業名称ごとに作業員の氏名、作業日（日数）、作業時間（時間数）、作業内容、作業者の資格を記入した作業報告書を作成するものとする。

9. トライアル作業

(1) 概要

トライアル作業とは、本仕様書に従って業務を円滑に遂行するために、受託者が以下の一連の作業を試行することをいう。

- ① 家屋異動判読 作業全般

- ② ソーラーパネル異動判読 作業全般

- ③ 土地異写真読 作業全般

(2) トライアル検査

受託者は、トライアル作業完了後、委託者による検査を受け、期間内に委託者の承認を得る。なお、受託者は検査に当たって、以下の作業結果を委託者に提出する。

- ① 家屋異動表示データ (Shapefile 形式)
- ② 家屋異動調書データ (Excel 形式)
- ③ ソーラーパネル異動表示データ (Shapefile 形式)
- ④ ソーラーパネル異動調書データ (Excel 形式)
- ⑤ 土地写真判読表示データ (Shapefile 形式)
- ⑥ 土地写真判読調書データ (Excel 形式)
- ⑦ 全画素 DSM 及び精密オルソ画像データを解析して作成した 3 次元表示データ (Las 形式)
- ⑧ 人工知能システム (以下、「AI」という。) 処理ログ

(3) 契約解除

検査の結果が委託者の求める品質を満たしておらず、それに対する修正の指示に受託者が対応できない場合、委託者は受託者について本仕様書の内容に適合する成果品を納入することが困難で契約履行の見込みがないものと判断し、契約の解除を行う。

(4) 作業区域及び日程

トライアル作業は、契約締結後 1 か月を目安とする期間内に行う。作業区域は委託者が受託者に対し、3.0 km²程度を指定する。詳細は別途協議することとし、委託者は受託者に対して、作業に必要な資料を貸与する。

10. 家屋異動判読

(1) 概要

家屋異動判読は、二時期の全画素 DSM 及び精密オルソ画像を AI 判読システムにより処理を行い、高さ及び色の差分から家屋の経年異動を抽出・判定する作業をいう。

(2) 家屋異動判読

家屋異動判読においては、次に掲げる点に留意し、作業を実施するものとする。

- ① 航空写真画像の全画素について標高値及び色成分データの差分を抽出する。
- ② 高さについては概ね 2.5m 程度、形状については 1.0m×2.0m 程度、高さの増減がなく色成分のみの異動の場合の形状については 3.0m×3.0m 程度を異動検出の基準とする。
- ③ 1 次判読では、異動箇所を自動抽出することが可能な AI 判読システムを用いて判読作業を実施し、2 次判読では技術者による目視判読作業を 1 回以上行う。
- ④ システム判読及び目視判読の結果を基に、作業に精通している熟練技術者が確定判読を行う。なお、AI 判読システムを用いた判読作業の成果として、AI の処理ログを納めることとする。

⑤ 色成分の差分抽出は、RGB カラーモデルによる差分分析を行う。

(3) 家屋異動表示データ作成

家屋異動判読成果に基づき、異動家屋の位置上に異動種別を表す経年異動記号と整理番号を配置し、精密オルソ画像データと重ね合わせて表示できる家屋異動表示データを作成する。

- ① 家屋異動表示データは Shapefile 形式で作成するものとする。異動表示記号の様式については、別記 1 のとおりとする。
- ② 家屋異動表示データに付属して、これを精密オルソ画像、字界等に重ねて表示できる閲覧用地図データビューワを納めるものとする。

(4) 家屋異動調書データ作成

家屋異動調書データは、家屋課税台帳データより以下の内容を抽出し、「イ、滅失分」（「滅失のみ」及び「ロ、新築・増築・その他」の2種類のExcelファイルを作成するものとする。

- ① 町名毎に記載し、町名毎（別記 4）に改頁を行い、担当班（担当者）別に整理する。
- ② 項目は、GIS データの持つ任意の識別番号・町名・地番・枝番・小番・異動種類・家屋番号・用途①・用途②・構造・屋根・階数・建築年月日とし、一筆一棟表示とする。また、行末に「備考」欄を作成する。（「備考」欄はタブで選択できる形とし、「処理不要(調査無)」「要調査」「処理不要(調査有)」「税額訂正」「その他」の 5 項目から選択制とする。）
- ③ 集計表は、総集計表、町丁別集計表、担当班別集計表を作成する。
- ④ Excel ファイルで作成した家屋経年異動データは、精密オルソ画像（令和 7 年度、令和 8 年度）、閲覧用地図データビューワ、市全体を 1 部とした Excel ファイル及び各班別の Excel ファイルを、外部磁気記憶媒体に格納し納品すること。

(5) 家屋異動調書作成

家屋異動調書は、前条において作成した家屋異動調書データを A4 判横長で作成出力し、ファイル製本する。

(6) 調査済家屋の精査

調査済家屋の精査は、家屋異動判読で行った照合・判読の結果、家屋の異動区分毎に判定した家屋課税台帳と家屋異動調書との照合を行うこと。

11. ソーラーパネル異動判読

(1) 概要

ソーラーパネル異動判読は、二時期の精密オルソ画像を AI 判読システムにより処理し、色及び形状から太陽光発電のためのソーラーパネルの異動箇所を判読・抽出する作業をいう。

(2) ソーラーパネル異動判読

ソーラーパネル異動判読においては、次に掲げる点に留意し、作業を実施するものとする。

- ① ソーラーパネル異動判読は、屋根置き型か野立て型にかかわらず、市内の差分を抽出するものとする。
- ② 1 次判読では、異動箇所を自動抽出することが可能な AI 判読システムを用いて作業を実施し、2 次判読では技術者による目視判読作業を 1 回以上行う。
- ③ システム判読及び目視判読の結果を基に、作業に精通している熟練技術者が確定判読を行う。なお、AI 判読システムを用いた判読作業の成果として、AI の処理ログを納めることとする。

(3) ソーラーパネル異動表示データ作成

ソーラーパネル異動判読の成果に基づき、新設あるいは撤去箇所の筆の上に新設あるいは撤去記号と整理番号を配置し、精密オルソ画像データと重ね合わせて表示できるソーラーパネル異動表示データを作成する。

- ① ソーラーパネル異動表示データは Shapefile 形式で作成するものとする。異動箇所を表す記号の様式については、別記 1 のとおりとする。
- ② ソーラーパネル異動表示データは、家屋異動表示データに付属する閲覧用地図データビューワを用いて、精密オルソ画像、字界等に重ねて閲覧できるものとする。

(4) ソーラーパネル異動調書データ作成

ソーラーパネル異動調書データは、以下の要領で作成するものとする。

- ① リストデータは、Excel 形式の表組で作成する。
- ② 項目は、町名・地番・枝番・小番・整理No・物件番号とし、異動箇所の新設：撤去が分かるように作成する。また、行末に「備考」欄を作成する。

(5) ソーラーパネル異動調書作成

ソーラーパネル異動調書は、前条において作成したソーラーパネル異動箇所リストデータを A4判横長で作成出力し、ファイル製本する。

(6) ソーラーパネル家屋課税台帳地番照合

ソーラーパネル異動判読で行った判読の結果、家屋課税台帳の地番とソーラーパネル異動調書との地番によるデータ突合を行い、照合したソーラーパネル異動調書に家屋課税台帳の物件番号を記載するものとする。

12. 土地写真判読

(1) 概要

土地写真判読は、貸与資料の精密オルソ画像、地番図データ及び土地課税台帳データを利用し、土地課税台帳の地目が農地及び山林となっている筆（約 8200 筆）について、AI 判読システムにより精密オルソ画像との不一致を抽出する作業をいう。

(2) 土地写真判読

土地写真判読においては、次に掲げる手順に沿って作業を実施するものとする。

- ① 土地課税台帳データから農地及び山林筆レコードを抽出し、所在地番をマッチングキーとして地番図データより該当筆のポリゴンを抽出する。
- ② 抽出した農地及び山林筆ポリゴンを精密オルソ画像にオーバーレイし、農地及び山林以外もしくはその可能性のあるものを判読・抽出する。
- ③ ②で抽出された筆について、a.全体が農地及び山林以外の地目であるもの、b.部分的に農地及び山林以外の地目であるもの、c.農地か山林か否かが判定できないもの、の3つに区分する。

(3) 土地写真判読表示データ作成

土地写真判読成果に基づき、該当筆の位置上に判読種別を表す記号と整理番号を配置し、精密オルソ画像データと重ね合わせて表示できる土地写真判読表示データを作成する。

- ① 土地写真判読表示データは Shapefile 形式で作成するものとする。異動表示記号の様式については、別記 2 及び別記 3 のとおりとする。
- ② 農地筆に係る判読結果と山林筆に係る判読結果は、農地・山林と分類することとする。ビューア上で農地に係る異動か山林に係る異動か識別できるように表示する。

(4) 土地写真判読調書データ作成

土地写真判読調書データは、土地写真判読によって把握した現況不一致の農地及び山林筆の一覧を以下の要領で作成するものとする。

- ① 調書データは、Excel 形式の表組で作成する。
- ② 項目は、町名・地番・枝番・小番・整理Noとする。また、行末に「備考」欄を

作成する。

③ 調書は、農地に係る異動か山林に係る異動か分類して作成すること。

(5) 土地写真判読調書作成

土地写真判読調書は、前項において作成した土地写真判読調書データを A4判横長で作成出力し、ファイル製本する。

13. 成果品

(1) 成果品

本業務における納入成果品及び数量は、下記のとおりとする。

No	対応業務番号	成果品物件	期限
1	5-(8)	① 作業計画書 3部 ② 作業工程表 3部 ③ 業務責任者（主任技術者）通知書 3部 ④ 業務責任者の経歴書 3部	令和8年9月11日
2	8-(10)	精密オルソ画像データをセットした最終版のビューアシステム 1式	令和9年3月5日
3	8-(10)	簡易版オルソ画像と前年度の精密オルソ画像データをセットしたビューアシステム	撮影後30日以内
4	8-(11)	作業報告書 1部	令和9年3月12日
5	9-(2)	① 家屋異動表示データ（Shapefile 形式） 1式 ② 家屋異動調書データ（Excel 形式） 1式 ③ ソーラーパネル異動表示データ （Shapefile 形式） 1式 ④ ソーラーパネル異動調書データ（Excel 形式） 1式 ⑤ 土地写真判読表示データ（Shapefile 形 式） 1式 ⑥ 土地写真判読調書データ（Excel 形式） 1式 ⑦ 全画素 DSM 及び精密オルソ画像デー タを解析して作成した 3次元表示デー タ（Las 形式） 1式	契約締結後1か月 を目安とする期 間内

		⑧ 人工知能システム（以下、「AI」という。）処理ログ 1式	
6	10-(3)	家屋異動表示データ（Shapefile形式）1式 閲覧用地図データビューワ（外部磁気記憶媒体に格納）1式	令和9年3月12日
7	10-(4)	家屋異動調書データ（Excel形式）1式	令和9年3月12日
8	10-(5)	家屋異動調書（A4判）5部	令和9年3月12日
9	11-(3)	ソーラーパネル異動表示データ（Shapefile形式）1式 閲覧用地図データビューワ（外部磁気記憶媒体に格納）1式	令和9年3月12日
10	11-(4)	ソーラーパネル異動調書データ（Excel形式）1式	令和9年3月12日
11	11-(5)	ソーラーパネル異動調書（A4判）1部	令和9年3月12日
12	12-(3)	土地写真判読表示データ（Shapefile形式）1式	令和9年3月12日
13	12-(4)	土地写真判読調書データ（Excel形式）1式	令和9年3月12日
14	12-(5)	土地写真判読調書（A4判）1式	令和9年3月12日
15	8	① 撮影画像データ（ハードディスク）1部 ② 撮影標定図（ハードディスク）1部 ③ 撮影記録簿（ハードディスク）1部 ④ 精度管理表（ハードディスク）1部 ⑤ 調整点新設5点分（ハードディスク）1部 ⑥ 精密オルソ画像データ（ハードディスク）1部 ⑦ ワールドファイル（世界測地系）（ハードディスク）1部 ⑧ 数値表層モデル（DSM）データ（ハードディスク）（ポイントShapefile形式・CSVファイル形式）1部 ⑨ 索引図データ（ハードディスク）1部 ⑩ 航空写真成果及び航空写真ビューアを格納した外部磁気媒体 2セット	令和9年3月12日
16	10,11,12	AI処理ログ 1式	令和9年3月12日
17	8,9,10,11,12	完了届 1部	令和9年3月12日

別記1 家屋・ソーラーパネル凡例

イ、滅失分

経年異動	記 号	経 年 異 動 内 容
滅失のみ	×	令和7年度撮影の写真上で家屋が存在し、令和8年度撮影の写真上には家屋が存在しないもの ※ 新たに建築中の家屋（工事用フェンスや基礎部分の場合）があるものも含む。

ロ、新築・増築・その他

経年異動	記 号	異 動 内 容
滅失新築	○	令和7年度撮影の写真上にあった家屋が取り壊され、令和8年度撮影の写真上で新たに建築された家屋
更地新築	◎	令和7年度撮影の写真上に家屋がなく、令和8年度撮影の写真上に家屋があるもの
工事中新築	⊗	令和7年度撮影の写真上で建築中の家屋（工事用フェンスや基礎部分のみの場合）が、令和8年度撮影の写真上で完成した家屋
増改築家屋	△	令和7年度撮影の写真上で建築されている家屋に対して、令和8年度撮影の写真上の家屋が増築もしくは減少等の変化が認められる家屋
不 明	?	写真図上において照合・判読不可能な家屋（樹木等の陰影部分及び家屋かどうか判定できない場合）など
ソーラー パネル新設	新	オルソ画像上でソーラーパネルの新設が認められる箇所
ソーラー パネル撤去	撤	オルソ画像上でソーラーパネルの撤去が認められる箇所

別記 2 土地（農地）

経年異動	記 号	異 動 内 容
a. 全体が農地 以外の地目 であるもの	○	土地課税台帳にある現況が農地である筆の地目が、農地から異なる地目に異動している筆
b. 部分的に農 地以外の地目 であるもの	△	写真図上において照合・判読した際に一筆筆内が複数の地目で分割されている筆
c. 農地か否か が判定できな いもの	?	写真図上において照合・判読不可能な土地（樹木等の陰影部分及び家屋かどうか判定できない場合）など

別記 3 土地（山林）

経年異動	記 号	異 動 内 容
a. 全体が山林 以外の地目 であるもの	○	土地課税台帳にある現況が山林である筆の地目が、山林から異なる地目に異動している筆
b. 部分的に山 林以外の地目 であるもの	△	写真図上において照合・判読した際に一筆筆内が複数の地目で分割されている筆
c. 山林か否か が判定できな いもの	?	写真図上において照合・判読不可能な土地（樹木等の陰影部分及び家屋かどうか判定できない場合）など

別記 4

班	担当地域				
1 班	11 南大野	22 中山	23 若宮	24 北方	25 本北方
	25 北方町	33 大野町	34 柏井町	35 大町	36 奉免町
2 班	01 国府台	04 真間	26 国分	27 中国分	28 北国分
	29 須和田	30 稲越	31 曾谷	41 東国分	42 堀之内
3 班	02 市川	03 市川南	05 新田	06 平田	16 菅野
	17 東菅野	18 宮久保	19 鬼越	20 鬼高	21 高石神
	32 下貝塚				
4 班	07 大洲	08 大和田	09 東大和田	10 稲荷木	14 八幡
	15 南八幡	49 東浜	63 田尻	64 高谷	65 高谷新町
	66 原木	67 二俣	68 二俣新町	69 上妙典	70 二子飛地
	72 本郷飛地				
5 班	51 本行徳(東)	51 本行徳(西)	52 加藤新田	54 千鳥町	55 高浜町
	56 関ヶ島	57 伊勢宿	58 下新宿	59 河原	61 下妙典
	62 妙典	74 押切	75 湊	76 湊新田	77 香取
	78 欠真間	79 相之川	80 新井	81 島尻	83 広尾
	84 南行徳	85 塩浜	86 福栄	87 行徳駅前	88 新浜
	89 入船	90 日之出	91 末広	92 本塩	93 富浜
	94 塩焼	95 宝	96 幸		